

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：収入要件の撤廃に伴う届出の廃止

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：文部科学省初等中等教育局高校無償化等推進プロジェクトチーム

評価実施時期：令和8年2月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの

(該当理由)

- 本規制の廃止により、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を受給しようとする者（高等学校等の生徒又は学生）は保護者等の収入状況の届出を提出する必要がなくなり、遵守費用は生じないこと、また、都道府県等の就学支援金の支給権者についても、保護者等の収入状況に係る届出内容を確認する必要がなくなり、事務負担が軽減されることから、本改正に伴い生徒・保護者側と行政機関側に追加で発生する負担は想定されない。よって、遵守費用と行政費用の合計が 10 億円以上となることは到底見込めない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【廃止】

<法令案の要旨>

- ・ いわゆる「高校無償化」に関する自由民主党、公明党、日本維新の会の三党による合意内容等を踏まえ、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、高等学校等の生徒等がその経済的な状況にかかわらず自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図るため、就学支援金の支給について、保護者等の収入の状況を勘案しないこととする等の措置を講ずる。今回、就学支援金の受給資格における保護者等の収入の状況に係る要件を廃止するのに合わせて、収入の状況を確認するために受給権者である生徒等に課されていた保護者等の収入状況に関する届出の義務付けを廃止する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 現行の高等学校等就学支援金制度（以下「就学支援金制度」という。）においては、高等学校等の生徒等が支給を受けるに当たり、収入要件が設けられているほか、保護者等の収入の状況に応じて就学支援金の支給限度額を加算される仕組みとなっている。このため、就学支援金の支給に当たっては、生徒等が保護者等の収入の状況について届出を行うことが法律上義務付けられている（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「就学支援金法」という。）第 17 条）。
- ・ 我が国の社会経済構造は困難な局面を迎えることが予想される中、社会全体で高校教育に係る費用の中核である授業料を負担し、生徒一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばす教育を選択できる環境を実現することにより、将来、我が国社会を担う人材を育成・輩出することが社会的要請となっている。
- ・ その中で、経済的事情はもとより、公立・私立の別に関わりなく、生徒一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばす教育を選択できる環境を整えていくことが求められている。
- ・ いわゆる「高校無償化」に関して、「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和 7 年 2 月 25 日）において、「令和 8 年度から、収入要件を撤廃」するなどとされている。
- ・ 上記の合意に基づき、就学支援金の受給資格について保護者等の収入要件が撤廃されれば、就学支援金の受給資格の確認に当たり、保護者等の収入の状況を確認する手続きは不要となる。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 以上を踏まえ、就学支援金の支給に当たり、保護者等の収入の状況の確認を求めないこととするため、収入の状況を確認するために高等学校の生徒等に課されていた保護者等の収入状況に関する届出を義務付ける就学支援金法上の規定を削除する改正を行う。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 今回の規制の廃止により、就学支援金の支給に当たり、保護者等の収入状況の届出が不要となるため、生徒・保護者の負担軽減につながる事が期待される。現行制度においては、受給権者は毎年、収入状況に関する届出が求められており、事務処理システム上において、マイナンバーカード等を利用した必要事項の入力作業等に 30 分程度要すると仮定すると、本改正によって、一人当たり 30 分程度の負担軽減につながると見込まれる。

- ・ なお、保護者等の収入状況の届出が不要になることは受給資格における収入要件の撤廃に伴い必然的に発生するものであるが、当該要件の撤廃に伴い、就学支援金の受給者数は、約 236 万人（令和 6 年度実績値）から約 330 万人程度に増加すると見込まれる。

3 負担の把握

【廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 本規制の廃止は、就学支援金の支給に当たって、保護者等の収入状況の届出を行う義務付けを廃止するものであり、その負担が軽減されることから、本改正に伴い生徒・保護者側に追加で発生する負担は想定されない。

<行政費用>

- ・ 本規制の廃止により、都道府県等の就学支援金の支給権者は保護者等の収入状況に係る届出内容を確認する必要がなくなり、事務負担が軽減されることから、本改正に伴い行政機関側に追加で発生する負担は想定されない。

4 利害関係者からの意見聴取

【廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 該当なし

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 該当なし

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 該当なし

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 見直し条項（法律の施行後3年以内）を踏まえ、見直しの検討期限である令和10年度内に事後評価を実施予定。